

令和4年8月31日

## 令和5年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

### 1. 令和5年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	400	200	200	100.0
うち 出 資	400	200	200	100.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	400	200	200	100.0

### 2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度末 残高(見込)	令和4年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	600	200	400	200.0
うち 出 資	600	200	400	200.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	600	200	400	200.0

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		600	240	360
(内訳)	対象事業活動への出資等	600	240	360

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		600	240	360
(財源)	財政投融资	400	200	200
	財政融資	—	—	—
	産業投資	400	200	200
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	200	40	160
	政府保証（5年未満）	200	—	200
	民間出資金	15	50	△35
	その他	△15	△10	△5

## 財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

### <官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

脱炭素社会の実現に向けた世界的な社会や産業構造の大転換の中で、日本においても2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年までのカーボンニュートラルの達成に向けた取組を加速させなければ、今後、日本企業の国際競争力確保が非常に困難となる。政策面でも、諸外国の大規模な脱炭素誘導策に比肩する程の大胆な政策を行わなければ、日本の経済成長は世界に遅れをとってしまうという危機的な状況にある。

このため、脱炭素化に資する日本企業の取組を、量・質ともに飛躍的に向上させることが重要である。しかし、現状では、脱炭素化に資する事業に対して、脱炭素社会実現に必要なレベルには民間資金が十分に集まらないことで、(1)事業が実施できない又はビジネスモデルが確立されない(量の不足)、(2)マーケットにノウハウの蓄積が不十分であるが故にビジネスのエコシステムが確立されずに脱炭素ビジネス全体の健全な成長が促されない(質の不足)等の問題が生じている。

脱炭素化に資する事業に対して民間が参入を躊躇する傾向にあるのは、大規模な初期投資を要すること、新たな技術やビジネスに対する知見が普及していないこと、事業の実施地域や関係機関との合意形成に不確実性がある等の理由から、民間だけではリスクを取ることが難しいからである。故に、公的出資も活用したリスクマネーの供給が重要であり、呼び水効果を通じて民間資金を誘発していくことで、脱炭素社会実現に十分なマーケットの形成が可能となる。以上のように、公的な出資を活用して民間資金を誘発し、46%目標やカーボンニュートラル実現に十分な金融マーケットを形成することで、(1)民間の脱炭素化に資する事業を行いやすくする、又は新しいビジネスモデルを確立させ(量の向上)、(2)ノウハウを蓄積したマーケットがエコシステムの機能を高めて脱炭素ビジネス全体の発展を可能とし(質の向上)、脱炭素化に資する民間事業者の取組を一層加速させることができる。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

脱炭素化に資する事業は、大きな初期投資が必要であり回収までに一定の期間を要すること、事業実施地域における合意形成、ビジネスモデルや設備性能、技術力、制度等の急速な変化等の不確実性により、民間だけではリスクを取ることが難しい。

本機関は、上記のような民間が取り切れないリスクについて、公的出資も活用したリスクマネーの供給を通じてリスクを負担し、民間資金を誘発することを目指しており、民間企業のモラルハザードを惹起するものではない。

### <対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

脱炭素化に資する事業は、大きな初期投資が必要であり回収までに一定の期間を要すること、事業実施地域における合意形成、ビジネスモデルや設備性能、技術力、制度等の急速な変化等の不確実性により、民間だけではリスクを取ることが難しい。

本機関は、上記のような民間が取り切れないリスクについて、公的出資も活用したリスクマネーの供給を通じて、民間資金を誘発して国内の脱炭素投資を促進することを目指しており、民業を補完するものである。

例えば地域における脱炭素化に向けた取組などについては、事業のノウハウや知見が十分に普及していない場合、民間資金が十分に集まらないこともある。こうした取組を、公的出資も活用して後押ししていく。

なお、本機関は、脱炭素社会実現が現実的に可能となると見込まれる時点まで時限的に設置する予定であり、民業を圧迫するものではない。

#### <財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

(本機関はまだ設立しておらず実績がないため、記載事項なし。)

#### <その他>

5. 上記以外の特記事項  
特になし。

# 産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

## 1. 産投事業の内容

### (1) 具体的な事業内容

本機関は、2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年までのカーボンニュートラルの達成に資する事業に対し、出資を通じて民間だけでは負担できないリスクマネーを供給し、民間投資の促進を図るものである。

具体的には、例えば太陽光発電事業等の再エネ事業とその有効利用率を向上させるために必要な蓄電池等の整備に係る事業のほか、物流施設の脱炭素化や吸収源対策にもなる森林の保全整備や利用等を行う事業等を支援する。

リスクマネーの供給に際しては、投資対象を精査すると共に、出資先に対し、専門的知見を活かした経営支援等を実施する。

### (2) 必要とする金額の考え方

支援対象となり得る事業は多数存在し、また、多様な事業からなるポートフォリオによってリスクを適切に管理することを想定している。このため、当該機関による事業体への出資等に必要な額として、令和5年度においては財政投融资（産業投資）から400億円を要求している。

なお、対象事業体への投資規模（事業規模）が産業投資要求額を超過する万が一の場合に備えて政府保証借入（5年未満）を200億円予定している。また、民間の適切な関与を確保するため民間出資金を15億円予定している。

### (3) 見込まれる収益

本機関は、長期的に収益性を見込める脱炭素化に資する事業から安定的な利息・配当収入及び出資持分の売却収入の獲得を目指すものであり、収益可能性があると見込まれる。

### (4) 民間資金の動員の蓋然性

本機関は、出資の検討及び実施に際しては、民間企業や民間金融機関等と協力し、民間資金を最大限活用していく。

## 2. リスク管理体制

産業投資の執行に際しては、個別案件ごとに、投資内容、投資決定のプロセスや背景、各投資先企業の財務情報や回収見込額等について事前に確認し、資金需要に応じて実行する。

残高（ストック）の管理においては、個別の案件でのリスクテイクと全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネジメントにより、産業投資の毀損を回避し、一定の利益を確保する。

モニタリングについては、モニタリング規程を定め、業務内容や確認すべき事項を具体化し、必要に応じて理事会への報告規程を設ける等の体制を整備する。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求内容

本件は、脱炭素化に資する事業に対し、資金の供給その他支援を行う機関を創設し、当該機関に対する産投出資を要求するものである。

「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては「資金供給（脚注：地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や、地球温暖化対策推進法の改正により設置される脱炭素化支援機構の取組を含む）等を通じ、地域の脱炭素トランジションに向けた投資を含め、地域脱炭素の加速化を図る」と、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）」においては「財政支援等による地域の脱炭素トランジションへの投資を含む地域脱炭素加速化」と、「フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）」においては「2023年度に、国地方連携の下、地域共生再エネ等を通じた地域での脱炭素化の取組を拡大・加速化するため、交付金の交付や脱炭素化支援機構による出資等を行う。」とされており、今後の金融機関の投融資の模範となるような案件を形成し、支援実績を確実に拡大していくことが必要である。

デジタル田園都市国家構想基本方針においても、地域における脱炭素化の推進の具体的取組の一つとして、「設立予定の株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素投資の一層の誘発・財政投融資を活用して脱炭素化に資する事業を支援する機構を通じて、エネルギーマネジメント等のデジタル技術により地域の再エネ等を有効活用する取組等を支援する」と位置付けられている。

### 【経済財政運営と改革の基本方針2022】

#### 第2章 新しい資本主義に向けた改革

##### 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

- (4) グリーン・トランスフォーメーション（GX）への投資  
(略)

脱炭素分野で活躍する人材の育成や中小企業・地域金融に対する脱炭素経営の能力向上支援18、資金供給19等を通じ、地域の脱炭素トランジションに向けた投資を含め、地域脱炭素の加速化を図る。18地域の金融機関や中小企業団体等の支援機関による中小企業の取組の後押しを含む。19地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や、地球温暖化対策推進法の改正により設置される脱炭素化支援機構の取組を含む。

### 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画】

#### Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

##### 4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びフォーメーション）DX（デジタル・トランスへの投資

- (1) GX投資

##### ②具体的な取組例

(略)

(地域・くらしの脱炭素化)

人材育成、財政支援等による地域の脱炭素トランジションへの投資を含む地域脱炭素加速化、ポイント制度等による消費者意識・行動変容、中小企業対策、森林吸収源対策、資源自律、循環経済移行、熱中症対策等を進める。

【フォローアップ】

I. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資

（1）GXへの投資

（エネルギー・産業構造転換に向けた環境整備、投資促進策）

・2023年度に、国地方連携の下、地域共生再エネ等を通じた地域での脱炭素化の取組を拡大・加速化するため、交付金の交付や脱炭素化支援機構による出資等を行う。（後略）

【デジタル田園都市国家構想基本方針】

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

（5）豊かで魅力あふれる地域づくり

④地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

vii地域における脱炭素化の推進

【具体的取組】

（略）

(1)設立予定の株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素投資の一層の誘発・財政投融資を活用して脱炭素化に資する事業を支援する機構を通じて、エネルギーマネジメント等のデジタル技術により地域の再エネ等を有効活用する取組等を支援する。

## 財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社脱炭素化支援機構）

### 1. 政策的必要性

2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年までのカーボンニュートラル実現のためには、民間の脱炭素化に資する事業への投資を促進する必要がある。しかし、現状では、こうした高い政策目標の実現を可能とする程の民間投資が十分には行われていない。

脱炭素化に資する事業は、長期的には安定的なリターンが見込まれる一方で、大きな初期投資が必要であり、新たなビジネスモデルや技術の導入、実施地域関係者との合意形成に時間を要する等の不確実性があるため、民間だけでリスクを取ることが難しい傾向にある。このため民間資金を誘発するためには、株式会社脱炭素化支援機構を設立し、本機関を通して、公的資金も活用してリスクマネーを供給する必要がある。

### 2. 民業補完性

①に記載の通り、本機関は、民間だけではとれないリスクを補完するためにリスクマネーを供給する。このため、個々の案件についても、初期段階から、民間企業のみによる出資の可能性も確認しつつ、補完性を念頭に置いた支援を行うこととする。

また、特に民間事業者が行う再エネ関連の事業等については、基本的に民間保有資産になるものであり、地方公共団体が自ら支援を行うことが難しいこともある。こうした状況を踏まえ、国からの公的出資を活用した呼び水効果により同事業を支援する必要がある。

### 3. 有効性

本機関を通じた投資による民間資金の呼び水効果、当該投資に関連する設備への投資等の波及効果、新しいビジネスモデルの確立による同一若しくは類似の事業への民間資金の誘発、民間金融機関へのノウハウ蓄積によるビジネスのエコシステムの確立による事業自体の成長、そのほか政府一体となって行うあらゆる政策とのシナジー効果等により、2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減や2050年までのカーボンニュートラル実現を目指す。

### 4. その他

産業投資の執行に際しては、個別案件ごとに、投資内容、投資決定のプロセスや背景、各投資先企業の財務情報や回収見込額等について事前に確認し、資金需要に応じて実行する。残高（ストック）の管理においては、個別の案件でのリスクテイクと全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネジメントにより、産業投資の毀損を回避し、一定の利益を確保する。



### 3 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社脱炭素化支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

令和4年度業務開始予定のため該当なし。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

令和4年度業務開始予定のため該当なし。

(2) 費用・収益の状況

令和4年度業務開始予定のため該当なし。